

令和5年度奈良県職員採用選考試験案内  
〈司書、児童自立支援専門員、児童生活支援員、  
社会福祉職（児童福祉司）【追加募集】、  
管理栄養士、歯科衛生士〉

令和5年8月16日  
奈良県総務部人事課

受付期間 令和5年8月17日（木）～令和5年9月14日（木）  
第一次試験日 令和5年9月24日（日）  
試験会場 奈良県キャリア・ワーク・サクセスセンター〔奈良市大安寺1丁目23-2〕

※ この試験に関する問い合わせ及び受験申込みは  
奈良県総務部人事課人事係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
〔電話 0742-27-8349〕

1. 募集内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
司書	1名程度	図書情報館、県立学校等に勤務し、図書館司書業務に従事します。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	夫婦1組	児童自立支援施設「精華学院」に勤務し、常に児童と起居を共にしながら、児童の自立及び生活支援業務に従事します。（学院内の寮舎に住み込みとなります。）
社会福祉職 （児童福祉司）	7名程度	こども家庭相談センター等に勤務し、虐待・育成等の児童相談対応、指導及び支援業務などに従事します。
管理栄養士	2名程度	保健行政を担当する本庁の課、保健所等に勤務し、保健行政の企画や栄養指導等の業務に従事します。
歯科衛生士	1名程度	保健行政を担当する本庁の課、保健所等に勤務し、歯科口腔保健に関する業務に従事します。

2. 採用予定日 令和6年4月1日  
なお、既に該当資格を有する人は令和6年4月1日より前に採用することがあります。

3. 受験資格

○ 次の(1)～(4)の要件をすべて満たす人

(1) 年齢要件

【司書、社会福祉職（児童福祉司）、管理栄養士、歯科衛生士】昭和59年4月2日以降に生まれた人  
【児童自立支援専門員、児童生活支援員】昭和53年4月2日以降に生まれた人

(2) 欠格条項：次のいずれにも該当しない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 国籍等要件

社会福祉職（児童福祉司）以外：日本国籍を有しない人も受験可能。

但し、在留活動に制限のない在留資格を有すること。

※なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

社会福祉職（児童福祉司）：日本国籍を有しない人は受験できません。

(4) 資格等要件

- ・ 司書：図書館法（昭和25年法律第118号）第5条に規定する司書資格を有する者（令和6年3月末までに司書資格を取得する見込みの者を含む。）
- ・ 児童自立支援専門員：奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第103条に規定する児童自立支援専門員の資格要件を満たす人又は令和6年3月末までに資格要件を満たす見込みの人  
※児童自立支援専門員の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第103条)

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 児童福祉施設基準第82条第3号に規定する都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

- (※) ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間  
イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間  
ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

- ・ 児童生活支援員：奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第104条に規定する児童生活支援員の資格要件を満たす人又は令和6年3月末までに資格要件を満たす見込みの人  
※児童生活支援員の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。  
(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第104条)
  - 一 保育士の資格を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 3年以上児童自立支援事業に従事した者

**※児童自立支援専門員と児童生活支援員については、夫婦1組での応募となりますが、個人それぞれでの応募が必要になります。応募の際にいずれの職種の要件に該当するか選択してください。夫婦については、事実婚でも可。**

- ・ 児童福祉司：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者又は令和6年3末日までに同任用資格を取得する見込みの者  
※児童福祉司の任用資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。  
(児童福祉法第13条第3項)
  - 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
  - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、内閣府令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
  - 三 医師
  - 四 社会福祉士
  - 五 精神保健福祉士
  - 六 公認心理師
  - 七 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了した者

八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

- ・管理栄養士：管理栄養士免許を有する者又は令和6年に実施される管理栄養士国家試験により当該免許を取得する見込みの者
- ・歯科衛生士：歯科衛生士免許を有する者又は令和6年に実施される歯科衛生士国家試験により当該免許を取得する見込みの者

**※いずれの職種も資格取得見込みで受験した人が、令和6年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。**

#### 4. 試験日時・試験会場・合否発表

試験	試験日時	試験会場	合否発表
第一次試験	<p>令和5年9月24日(日)</p> <p>受付時間 午前 9時00分～</p> <p>【司書、管理栄養士、歯科衛生士】 教養試験開始 午前 9時50分 教養試験終了 午前11時30分</p> <p>【司書、児童自立支援専門員、児童生活支援員、社会福祉職(児童福祉司)、管理栄養士、歯科衛生士】 専門試験開始 午前12時00分 専門試験終了 午後 1時30分</p> <p>【児童自立支援専門員、児童生活支援員】 論文試験開始 午後 2時15分 論文試験終了 午後 3時15分頃</p>	<p>奈良県キャリア・ワーク・サクセスセンター (奈良市大安寺1丁目23-2)</p> <p>※申込者数により、県内の他の場所を試験会場とする場合があります。</p>	<p>令和5年10月5日(木)[予定]</p> <p>〔第一次試験受験者全員に合否通知を郵送します〕</p> <p>奈良県人事課のホームページへの掲示もします。</p>
第二次試験	<p>第一次試験合格者に対して、 令和5年10月19日(木)～10月20日(金)、令和5年10月23日(月)、令和5年10月31日(火)のうちいずれか1日のうちで指定する日時[予定]</p> <p>※詳細は、第1次試験合格通知の際にお知らせします。</p>	<p>奈良県キャリア・ワーク・サクセスセンター[予定] (奈良市大安寺1丁目23-2)</p>	<p>令和5年11月22日(水)[予定]</p> <p>〔第二次試験受験者全員に合否通知を郵送します〕</p> <p>奈良県人事課のホームページへの掲示もします。</p>

#### 5. 試験等の概要

種	目	配点	内 容
第一次試験	教養試験	【司書、管理栄養士、歯科衛生士】 100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度で択一式による試験を行います。50題出題のうち25題は必須解答、残りの25題から15題の選択解答です。(100分)
	専門試験	【司書、社会福祉職(児童福祉司)、管理栄養士、歯科衛生士】 150点 【児童自立支援専門員、児童生活支援員】 100点	職務に必要な専門知識等についての試験を行います。(90分)
	論文試験	【児童自立支援専門員、児童生活支援員】 50点	職務に必要な専門知識及び構成力・表現力などについての試験を行います。(60分)
第二次試験	口述試験	【全職種】 300点	個別面接及び集団討論による試験を行います。 ※児童自立支援専門員及び児童生活支援員は、個別面接のみ

※ 合否決定は、次のとおり行います。

【司書・管理栄養士・歯科衛生士】

第一次試験については、教養試験及び専門試験の合計得点(250点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点(550点満点)により決定します。

**【社会福祉職（児童福祉司）】**

第一次試験については、専門試験の得点（150点満点）により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点（450点満点）により決定します。

**【児童自立支援専門員、児童生活支援員】**

第一次試験については、専門試験及び論文試験の合計得点（150点満点）により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点（450点満点）により決定します。

- ※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。
- ※ 受験者数等により、集団討論を実施しない場合があります。

## 6. 受験手続

原則としてインターネットにより申し込んでください。

◎申込みができる試験職種は一つに限ります。受付後の変更は認めません。

◎インターネット申込ができない方は、必ず9月8日（金）までに問い合わせてください。

申込方法	<p>① 県人事課のホームページ (<a href="http://www.pref.nara.jp/9063.htm">http://www.pref.nara.jp/9063.htm</a>) の「電子申請」ボックスから電子申請・届出システムに接続してください。</p> <p>② 「電子申請サービスはこちら」をクリックすると手続き申込画面が開きます。登録がまだの方は「利用者登録」をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。（登録したパスワードは必ず控えておいてください。）</p> <p>③ 利用者ID及びパスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。整理番号とパスワードが表示されます。（整理番号とパスワードは申込内容の照会が必要です。）</p> <p>④ 受験申込後、申込完了通知メールが自動送信されます。申込完了通知メールが翌日になっても届かない場合は、人事課までお問い合わせください。（申込完了通知メールが届かない場合は、申込は完了していません。）</p> <p>⑤ 受付事務完了後、審査完了通知メールが送信されますので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、写真（最近6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向 縦4cm×横3cmのもの）を貼って試験当日に持参してください。</p> <p>※審査完了通知メールが9月20日（水）午後5時までに到着しない場合には、9月21日（木）に人事課までお問い合わせください          ※申込受付最終日に電子申請サーバーが停止している等の事情により申込みができない場合には、人事課まで電話でお問い合わせください。</p>
受付期間	<p>令和5年8月17日（木）～令和5年9月14日（木）          ※初日は午前9時から、<u>最終日は正午まで</u>に受信したものを受け付けます。</p>

## 7. 給 与 等

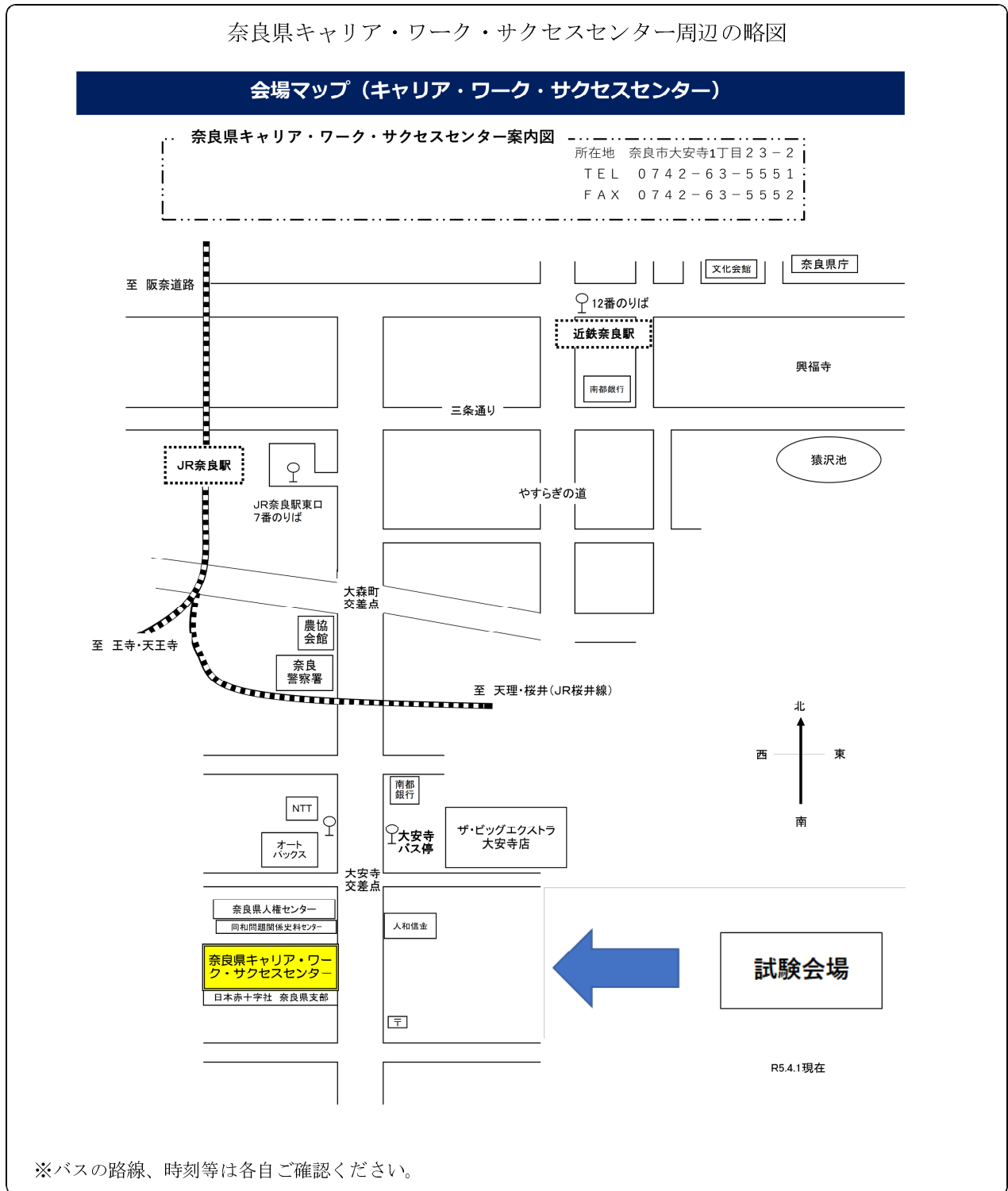
現行初任給 (地域手当込)	司 書	月額205,310円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	児童自立 支援専門員	月額211,736円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	児童生活 支援員	月額195,350円（短大卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	児童福祉司	月額205,310円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	管理栄養士	月額211,843円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく大和郡山市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	歯科衛生士	月額208,523円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく大和郡山市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
主 な 手 当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。	
勤 務 条 件	勤務公署によっては変則勤務になることがあります。	

※なお、初任給等は令和5年8月1日現在の条件で表記しています。

※配属先によっては上記初任給額と異なることがあります。

## 8. その他

### ○試験会場の位置図



- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間 (第一次試験合格者は、第二次試験の合格発表の日から1月間)、試験の結果 (総合得点及び順位) について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。
- なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類 (運転免許証等) を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しください。 (ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けておりません)